

## 平将門の叛乱について

松 好 貞 夫

### I 平将門の人物評

明治40年(1907)7月14日、東京の各新聞は、その前日の13日に、当時大手町にあった大蔵省の構内に建設された「将門古蹟保存碑」の除幕式について、報道の筆を揃えた。平将門といえ、いわゆる天慶の乱を起こした天人ともに許さぬ逆賊として、西の藤原純友とならび、古くから国史の上に烙印されてきた、印象のよくない人物である。われわれも明治・大正時代の国定教科書で、そのように教えられた強い記憶がある。その将門の古蹟を記念する建碑が、ところもあろうに大蔵省の構内で行なわれるというのであったから、ちょっとした新聞種だったのは、たしかであろう。とりわけ注目されるのは、この建碑をきっかけに、各新聞がこぞって将門の人間像をみなおす意味の記事を載せたことである。たとえば『報知新聞』はつぎのように報じている。

武門の豪族、天慶の将門と云へば平親王の名と共に反逆の名も隠れなく、人は只だその憎むべきを知りて褒むべき所以を知らざりしが、時を隔つる事九百六十余年、明治聖世の光に千古の冤枉名残りなく消えて、然も帝都の中央大蔵省構内に古蹟の輝くを見るに至れり。

歴史に伝える将門の叛逆が、はたして「千古の冤枉」だったのか、そしてその冤罪が、今度この建碑を機会に名残りなく消え去ったのかどうかは、しばらく措き、7月13日の午後、あたかも雨天のため、大蔵省の勅任官食堂で行なわれた除幕式には、大蔵大臣阪谷芳郎・伯爵松方

正義をはじめ、相馬子爵・三島東宮侍講以下と、ほかに浅草日輪寺の住職や神田明神の神官・伶人・氏子総代ら、将門とのゆかりが伝説せられる寺社の関係者が参列して、伶人の奏楽裡に開式せられた。正面の祭壇に松方正義の揮毫にかかる「故蹟保存碑」の石摺をかかげ、神田明神の社掌の祝詞があり、2名の神官が神饌を供し、同明神の宮司がさらに祝詞を読み上げたとある。

建碑の現場は、大蔵省の正門を入ってすぐ横の、通称千鳥ヶ池と呼ばれる蓮池を控えた小高い台地の上にあり、碑面に「平将門蓮阿弥陀仏」と刻まれていた。碑は神田連雀町の旧家小栗万次郎の寄付にかかる。伝えるところによると、蓮阿弥陀仏の名号は、後二条天皇の徳治2(1307)年に遊行二世の貞教上人と呼ばれた人が将門を追弔して、芝崎道場(のちの浅草芝崎町日輪寺)に建てた碑面から取ったものだという。碑は幕末の頃まで現存していたそうであるが、その後行方がわからなくなり、ただ文化2(1805)年に日輪寺の其阿上人と呼ばれた住職が拓本しておいたもので、同寺に所蔵せられた分が、火災のため焼失したにもかかわらず、前記連雀町の小栗家に贈られた1通だけが、たまたま同家に襲蔵されたことから、この際それをば模写して、碑面に刻むことにしたというのであった(この由来は明治40年7月9日の『日々新聞』所載、青風道人の「今と昔」による)。

かつて大蔵省のあった大手町界限は、その昔武蔵国豊島郡に属し、千代田村・祝田村・宝田村など、将門と由緒の深い地が多く、天慶の乱で将門が誅に伏したとき、一族郎党がかれの遺骸(首は京都に送られたことになっている)を埋めた場所がすなわち大蔵省の構内にあたり、粗末にすると祟りがあると、古くから口碑に伝えられ

る土饅頭形の古塚がそこにあったため、今度あのような碑を建てることになったのであった。ことの起りは松方正義が大蔵大臣のとき、次官の阪谷芳郎に古塚の調査を指示したことにあるというが、建碑や除幕などの行事には、大蔵省が直接手を染めることをせず、当時同省に置かれていた『明治財政史』の編纂委員会（委員長大蔵次官阪谷芳郎）の名で、一切を取り仕切る形式を踏むのであった。

しかしそれにしても、建碑の除幕式に神田明神の神官が、将門との因縁が伝説せられる日輪寺の住職ともども参列して祝詞を奏し、神饌を供したいきさつであるが、これも伝説によると、同明神の主神こそ大國主命であるとはいへ、副神は外ならぬ平将門であって、むかし将門の怨霊を鎮めるため、土地の住民が朝廷を憚って、ことさらに体裁をつくらせたという因縁があるのであった。そういえば神田明神の祭礼日に、神輿の列が大蔵省の構内に繰り込み、騎乗の神官が例の古塚に参拝するのが恒例であったことを、私などもよく知っている。ともあれ、大蔵省にゆかりの深い伯爵松方正義や現職の大蔵大臣阪谷芳郎以下が列席して、神田明神の神官がかりにも神饌を捧げ、祝詞を奏したというのであれば、いわゆる逆賊の平将門もそのかぎりでは逆賊どころか、まぎれもなく神として祀られ、あがめられる人物だったのである。不可侵の神秘性が、とくに強調せられた日本の国史において、これはまことに愕くべき矛盾の露呈であったと評さなければなるまい。

「此の如く平将門の古蹟が大に保存せらるるに至りたるは、明治財政史編纂会の尽力に係り、同会の編纂委員長阪谷氏の首唱に出づ」と、前記春風道人の「今と昔」にみえ、「而り阪谷氏をして之を首唱せしむるに至りたるは、即ち別に其人あり。他なし鷹洲織田完之翁是也」という。そのとおりであって、ことの演出者は『印旛沼経緯記』の編著者として知られる織田完之その人であった。かれは明治38（1905）年7月、枢密顧問官正三位男爵細川潤次郎の題辞、正五位中田憲信の序、文学博士小杉楹邨の跋を付し

て『国宝将門記伝』を刊行、ついで同40（1907）年6月『平将門故蹟考』を著わして、将門を逆賊なりとする旧来の通説を痛烈に非難するとともに、将門のため大いに弁じ、その冤を雪ぐことに懸命の努力を払っているのであって、大蔵省の構内における古蹟の顕彰も、いわばかれの主張を裏づけるための一幕だった感が、きわめて深いのである。『国宝将門記伝』の「凡例」で、かれは世の歴史家を難じて、まずいう（句読点——引用者）。

世に歴史家と称するもの、只博覧に誇り、各書に載するものを列举して定見なく、更に事実の取るべきや取るべからざるやの如何を講究するもの稀なり。将門没後明治三十八年に至る九百六十六年間の久き、将門記の一書に於て事理を推究するものなく、之に反する後世の訛伝謬説を妄信して之を取り、将門の朝敵にあらざる事を断決するひとなきは、嘆息するに余りあることなり。

織田完之（号鷹洲，1842～1923）は三河の人であって、もと松本奎堂門下の勤王家といわれる。一途に日本国体の金甌無欠を確信し、ただ一人平将門が天位の覬覦者として、歴史に記録せられるのを憾み、将門のために弁ずるというよりも、むしろ天位の覬覦者としての存在を歴史から抹消して、国史の瑕瑾を取り除こうとするところに、かれの鬱勃たる執念のあったことがうかがわれるのである。『将門故蹟考』の「総編」にみられるつぎの一節が、かれの主義主張が本来奈辺にあったかをいっそう端的に知らせるであろう。

明治の聖代、今日に於て将門の故蹟を表章し、歴史の虚妄を訂正し、満天下の学童をして将門の事実を知らしめ、海外万国をして、日本国は開闢以来嘗て一の叛臣なく、宝祚無疆なる事を知らしむるは、皇威を宇内万国に宣揚するの要項なるべし。是予が此の編纂に力を尽す所以なり。

大蔵省の古蹟保存の挙も、じつは織田完之の狂信的ともいえる勤皇主義の一環であり、あるいはその一駒として仕組まれた舞台装置であったとも評されるのである。かたがたかの建碑のことにしても、世の歴史家たちは、ほとんど関心を示さなかったと考えてよい。ただし織田完之が、あの二書をものにするため、関東の各地から広く関西地方にまで、いやしくも将門関係の遺跡や伝説を求めて倦むことを知らず、資料の蒐集と整理にかたむけた努力には、まことに驚嘆すべきものがあった。その結果が『将門関係書類』16巻として残り、現在流通経済大学に保管する万巻の「祭魚洞文庫」に収められている（高木征三「祭魚洞文庫について」『流通経済論集』通巻19号所載参照）。

今それらの書類を披見して気がつくのは、必ずしも将門関係の史実とか、叛逆の真相とか、織田完之が心をこめ、眼をこらして探求したであろうそれらにかかわるものではなく、いずれかといえば、将門に対する畏敬的な伝説ないしは土俗的な信仰が、いかにも広く伝播し、俗をなしていた事実であって、ある場合には「将門風土記」とでも評価されそうな、それほどまでに地方の人心に浸透していたことである。たとえば将門騒ぎの地元とも伝えられる茨城県生れの赤城宗徳氏は、好著『平将門』（昭和35年6月産経新聞社から発行され、ついで昭和45年4月「角川選書」の一冊として、その改訂版が角川書店から発行された）の「あとがき」で、著作の動機についてつぎのように述べられている。「わたしは、幼いこどものころから、将門という人物に関心をもちつづけてきた。というのは、わたしの郷里に、四囲、濠をめぐらしての寺趾がある。西の比叡山に対して、東の“東叡山”といわれ、それに付置された日吉神社があった。それが平将門に焼かれたという伝えがあり、神社跡から発見された“東叡山開山慈覚大師”と、明らかに刻された銅の棟札が現存している。それに、近くの石田には将門に攻められて死んだ平家の先祖、平国香の館趾がある。小学校の歴史などで、将門逆賊論を聞かされたが、郷土の多くのひとび

とは、そんな感覚がなく、将門崇拜の気持が、千年近くもずっとつづいてきている」（239頁）。また「角川選書」の本書に解題した竹内理三氏は、平将門に関する諸家の研究を紹介して、「これらの学説史のつみ重ねにもかかわらず、将門の評価が未だ定着していない。これは、将門の活動を支えた地帯の、地理的風土的解明が十分でないことにも大きな原因があると思われる」といい、赤城宗徳氏の労作に恃つところが大きいことを強調しておられる（232頁）。

赤城宗徳氏が「あとがき」で述懐しておられるのは、まさに地理的・風土的な感覚とでも評すべき心情であって、具体的にその本質を示すことは困難であるが、『二六新聞』明治40年9月21日、22日の「多摩川及富士川」と題したある人の文に、「当時（天慶の乱の頃——引用者）醍醐の世、内面に於ては已に綱紀馳み非政相次いで居た処へ、老帝死して後、幼帝朱雀八歳にして立つや、其を好いことにして、文弱なる藤原忠平以下、所謂当時の紳士閥なる大和朝廷が、勝手気儘、仕度い方題のことを仕て居る時、北方剛健の気象に富む関東児が、憤慨するのは当然ではあるまいか。筑波嵐に吹かれて育った彼れ（将門を指す——引用者）は京都市的生弛きことは嫌いである、彼は偶像的首長政治を仆して、自ら首領とならんとした、真や野蛮時代の当時にあつては、彼の如き熱血児が起つて、往々破天荒のことを遣るの、東西の歴史に散見する処である。彼は秀郷に見捨らるる程軽率であつた。然し、軽率であるだけ彼は直接的であり又实际的であつた。之亦一面には彼が諸方に敵を作つた所以であろう。余の見る処を以てすれば、関以東の人は、今でも此の如ききびきびした気持の好い性質の人が多く、然し、思慮し、画策し、若しくは小細工を捏廻すには、却て関以西の人が其術に長じて居る様に思はれる。そして、此小細工を遣る中心は何処かと言へば、何時でも公卿と云ふ紳士閥を中心とせる京都である。徳川家康は関東児ではないから思慮が深い故に彼は京都朝廷の術策に陥らぬ様にと、お先を潜つて、江戸と云ふ遠隔の地に覇府を置いた、彼

は利巧である、狡猾である、而して亦天才であった。然し木曾義仲は、ばりばりの関東児であるだけ罪がなかった、彼は旭将軍とまで成ったが、京都へ行った為め、まんまと公卿に欺されて、終に栗津ヶ原に恨を呑んだ。足利尊氏は関東児である、率直な露骨の男であるだけ、彼は関西人種の代表者たる後醍醐帝に、幾度術策をかけられたかも知れぬ。而して終には懲て了った。斯の如く、元始的なる、純粋な関東人の気風を受けた、将門は関東に育っただけ随分乱暴を遣ったが、然し小気味が好い、悪む可き処が少しもない、是れ彼が後世尚ほ幾多の渴仰者を起した所以であらう云々」（すべて原文のまま）。

「有秋生」と号したこの筆者はどういう人だったのか知らない。歴史に多少の関心を抱いていたのは推測されるが、文字の用い方や文章にひどく雑駁なものが感じられる。しかし自分の所懐をためらうことなく吐露して、少しも憚らないあたり、案外にこの人自身がいうところの「関東児」だったのかもしれない。関西人の気風にひんしゆくする口吻を洩らす半面、言外に関東人の気骨に同調する様子がかがわれるのであって、かかる気質から、「将門の言動を小気味が好い、悪む可き処が少しもない」と、なんの抵抗も感じずに受け容れ、あるいは「彼が後世尚ほ幾多の渴仰者を起した所以であらう」と考えたものと察せられる。織田完之のごとき研究者も、この人の眼には将門の代表的な渴仰者として映じたことであらう。天位の覬覦者、叛逆者として、歴史の上にきびしく烙印せられてきた将門に対し、このような評価を与えるのは、関東人と関西人の気質に地方的なちがいがあからだとばかりはいえない。むしろ大胆で勇敢な発言の由来するところ、歴史の認識態度にそれだけの伝統的なちがいがあることを知らなければなるまい。

黒板勝美博士は「従来純友・将門が東西相応じて叛したといふ説もあったが、二人の間に何等聯絡のなかったとは将門記によって明である。東国に於ける将門の叛乱は純友のそれの如く単純なるものでなく、実に武士勃興史に数頁を費

さるべき重要性を帯びてゐるのであって中央に志を得ざりしものが地方政治の闕陥に乗じて次第に活動し来った経路を観るに足るのである」と、事態の背景にちがった歴史的条件のあったことに注意を喚起された（『改訂国史の研究』各説上、274頁）。しかし「嘗て織田完之氏国宝将門記を著し、将門叛賊の冤を雪がんとせられたが、たとひ彼に一種の俠気があり、その已むを得ずして起らしに同情すべきものありとはいへ、彼が偽宮を営み百官を命ぜしなど国体上、免すべからざる罪である」として、織田完之の努力に対し批判的であった（同上書、277頁）。武士勃興の機運に先頭を切った将門の行動は、そのかぎりでも、歴史的に客観性のあることがみとめられても、具体的な言動という点になると、「国体上、免すべからざる罪」になったのである。こうした見解は、おそらく国史の常識と考えてよろしいのであらうが、かりに将門が律令体制の殻を打破して武士に更生し、武士勃興の機運に拍車をかけたというのであれば、つまるところかれは武家の元祖であり、少なくとも関東における武士気質、あるいは王城の地京都の人々とは対照的な、いわゆる東夷の草分け的な存在としてみとめられる関係にあつたらう。近代人の感覚では「小気味が好い、悪めない」程度であるにしても、その程度の土俗的なつながりが、関東人の気質に伝えられているのは否まれないのであって、将門叛逆の歴史的な意味は、しよせんそうした伝統のうちに探られなければならないと、そのようにも思うのである。

## II 叛逆事件の顛末

天慶乱の顛末を伝えるもっとも信憑すべき史料は、いうまでもなく『将門記』である。卷末に「天慶三年六月中記文」とあり、将門が誅に伏して四ヵ月ばかりの間に見聞したところを、書き記したものと伝えられるが、残念ながら撰者は明らかにされていない。新校『群書類従』（第16巻）所収のそれに解題した花見朔巳氏の説に「書中の地名等がよく実際に符合し而して、朝廷の行事等を詳挙してないから、或は東国在

住の文筆に達せる者の作で、且つ文中仏語仏理を述べてあるところを見ると、恐らくは僧徒の手に成ったものでもあらうか」とある。織田完之をしていわしめると「其の書たるや巻首を欠失し且つ行文渋滞して読難き所あり、対句を用ひて文を飾り、仏語・漢語・故事僻典を駢列し、無用の贅事に渉れるもの頗る多く、誹毀の言を混入し、羅織の語も攙入し、或は怪誕を誇言したる如きもあり、甚だ判読に苦しむ」たぐいのものであった（『将門記伝』の凡例から。ただし句読点は引用者。以下織田完之の編著からの引用はみなこれにならう）。

伝えられる『将門記』の底本は、名古屋大須真福寺宝生院の所蔵にかかる承徳3年（1099年この年改元して康和となる）の古写本であって、織田完之の尽力により、今では国宝に指定されている。原本はたしかに巻首を欠くが、その残失以前に本文を摘抄したのものがあつた、花月朔巳氏の解説によると、新校類従本はそれをもとにして、巻首の欠けた部分を補い、寛政11（1799）年に名古屋藩の人で、本居宣長の門人として名の知られた植松有信（茂岳）が開板したものであるという。織田完之は『将門記』を全般的に「実録と云はざるを得ず」と評価しておりながら、行文の難解なのに辟易するばかりでなく、いやしくもかれ自身の抱く将門の人間像と相容れない記述には、断乎として耳を藉そうとせず、またたとえば『今昔物語』『大鏡』『扶桑略記』『神皇正統記』『将門純友東西軍記』等々にみられる将門関係の記伝についても、あるいは「将門記の事実に反対する上方の流言を録したるのみ」とか、「上方の虚伝を詳記し無用の弁を費やしたる」とか、「朝敵なりとの意思を以て筆を下せるのみ」とか論じて排斥し、あるいはみられたように「事実の取るべきや取るべからざるやの講究するもの稀なり」と、ひとえに歴史家の無定見と怠慢をあげつらうのであった。

織田完之はこのように、将門関係の史料に対して、あまりにも主観的な独断をほしいままにし、少しもかえりみない一徹な態度を終始捨てなかつた。このため逆に偏狭・固陋のそしりを

拒みえなかつたであらう。これもやはり花月朔巳氏の解説であるが、比叡山の阿闍梨皇円が六国史以下の古典および僧伝・縁起・流記等を広く涉獵して撰述した周知の『扶桑略記』に引用せられる「合戦章」という文章は、内容からみてまったく『将門記』と同じであつて、当時あるいはそのように称していたのかもしれないことである。したがって『扶桑略記』の内容にしたところで、それだけの価値がみとめられて然るべきだと思ふのであるが、織田完之は例のごとく「将門歴史の証拠として、信を置くべきものにあらざ」と一蹴に付するのであつた。将門にかぎらず、わが国体上「叛逆」の二字は、織田完之の承服しえない禁句だったのである。しかしそれではかえつて「将門歴史の証拠」を黙殺する結果になりかねない。

事実ははたしてどうだったのか、とりあえず天慶3（940）年正月11日、太政官が東海・東山両道の諸国司に下した将門追討の官符をたよりに、事態の経過をたどつてみることにしよう。この官符（『扶桑略記』215—16頁）は、将門追討に殊功のあるものを抜擢して、破格の恩賞に与らしめる旨を宣命したもので、本文は読み下して、おおむねつぎのごときものであつた。

右平将門、積悪弥々長ジ、宿暴暗ニ成ル、猥リニ烏合ノ群ヲ招キ、只ダ狼戾ノ事ヲ宗トシ、国宰ヲ冤ゲテ印鑑ヲ奪イ、県邑ヲ領シテ、抄掠ヲ事トス。輕佻ノ党、愚蠢ノ徒、或ハ一朝ノ辱シメヲ免レント欲シテ、自ラ勸誘ノ属ニ赴キ、或ハ片時ノ命ヲ延ビント擬シテ、多ク劫略ノ中ニ入ル。将門微分ヲ顧ズ、還テ朝憲ヲ忘レ、遂ニ逆乱ノ意ヲ恣ニシテ、更ニ窺竅ノ謀ヲ夾ム。縦ンバ帶甲ノ千万有リトイエドモ、何ゾ画象ノ化ヲ犯サンヤ、縦ンバ驍勇ノ数百有リトイエドモ、何ゾ紆帶ノ城ヲ越ンヤ。独リ井底ノ広キヲ知リテ、空ク海外ノ守リヲ忘レタリ。開闢ヨリ以来、本朝ノ間、叛逆ノ甚キ、未ダ此ノ比有ラズ。適マ暴心ノ志ヲ懷キテ、空ク殄滅ノ誅ニ遇フ、皇天自ラ天誅ヲ施ス可ク、神明何ゾ神

兵ヲ秘スルコト有ラン。抑モ一天ノ下、寧  
 ゴ王土ニ非ザル、九州ノ内、誰カ公民ニ非  
 ザル、官軍黠虜ノ間、豈ニ憂国ノ士無カラ  
 ンヤ、田夫野叟ノ中、豈ニ忘身ノ民無カラ  
 ンヤ。(藤原仲平)左大臣宣ス、勅ヲ奉ジ、宜ク国宰ニ  
 仰セ、若シ魁帥ヲ殺サバ、募ルニ朱紫ノ品  
 ヲ以テシ、賜フニ田地ノ賞ヲ以テシテ、永  
 久子孫ニ及ボシ、之ヲ不朽ニ伝エシメ、又  
 次将ヲ斬ラバ、其ノ勲功ニ随イテ、官爵ヲ  
 賜フベシ、諸国承知シ、宣ニ依テ之ヲ行イ、  
 普ク遐爾ニ告ゲ、此ノ由ヲ知ラシメヨ。

この官符を通読していえることは、将門が朝  
 権の下に、叛逆者として決めつけられていた事  
 実であって、この点にはいささかも疑問の余地  
 がない。しかしではなぜそうなったのか、具体  
 的な罪状ということになると、朝廷の言い分は、  
 必ずしも明瞭でない。ただこの事変に対処した  
 朝廷の認識態度とか理解の程度とかについては、  
 だいたいのところが推測されようし、将門の行  
 動を惹起せしめた社会的な背景ないしは環境に  
 ついても、およその見当がつくのではないかと  
 思う。そこでそうした官符の言い分を念頭にお  
 きながら、いわゆる叛逆の経過について、古来  
 伝えられるところをまず概観して、歴史的にこ  
 との由来するところを探るよすがにしておこう。

将門は相馬小次郎・滝口小二郎・小田原次郎・  
 外都鬼王などと称したといわれ(朝日新聞社刊、  
 日本古典全書『今昔物語』の注記による)、その実は  
 周知のように桓武平氏の祖上総介高望王の孫に  
 あたり、紛れもなく公家の血統に属した。高望  
 王の子良将を父とし、母は犬養春枝の女という。  
 良将は国香・良兼を兄とし、良文・良茂を弟と  
 する五人兄弟の三男であり、その子に将持・将  
 頼・将平・将文・将武・将为ら、将門の外に六  
 男があった(『読史総覧』による)。

将門が犯した罪科の発端は、承平5(935)年  
 の2月に、当時常陸大掾だった伯父の国香を弑  
 したことにあった。「聊カ女論ニ依リ、舅甥ノ中  
 既ニ相違ス」と『将門記』にみえ、女性にからむ  
 紛糾が原因だったらしい。このため国香の子の

貞盛が叔父の良兼や前常陸大掾源護・扶父子ら  
 の加勢をえて、将門を討とうとして逆に破れ、  
 将門独り近隣に威を張って、『今昔物語』の評  
 判をかりると、「将門常にことに触れて、親し  
 き類伴とひまなく合戦しけり。或は多くの人の  
 家を焼き失ひ、或はあまた人の命を殺す。かく  
 のごとく悪行をのみ業としければ、その近隣の  
 国々の多くの民、田畠作ることも忘れ、公事を  
 勤むるひまもなし」というありさまであった。

さきに将門と戦って敗れた貞盛や源護らは、  
 情を具して朝廷に上訴した。このため朝廷は倉  
 皇として、常陸国をはじめ武蔵・安房・上総・  
 下野などの諸国に、将門追捕の官符を発するこ  
 とになったのであるが、当の将門は急遽上洛し  
 て弁疏に努めた結果、「犯ス所軽ニ准ジ、罪過重  
 カラズ」との判決をえて、こともなく帰東する。  
 承平7(937)年4月ないしは5月のことであつ  
 た。しかし貞盛や良兼・護らが将門に抱く意趣  
 は尋常でなく、帰東して間のない8月初旬の頃、  
 常陸・下総の国境子飼川(あるいは蚕養川に作る、  
 現在の小貝川)の渡し付近に将門を要して奇襲  
 する。勝敗の数は容易に決せず、いたずらに対  
 立抗争を深めるばかりであり、その間事態はむ  
 しろ将門の優勢裡に推移していたようである。

あたかもその頃、武蔵権守興世王と称する人  
 物が、武蔵介源経基と足立郡司判官代武蔵武芝  
 の兩人と、国務について争いを生じていた。興  
 世王の出自は心ずしも明らかでないが(赤城宗徳  
 『平将門』121頁参照)、『今昔物語』に「正しき  
 国の司にならずして、押して入部す。その国の  
 郡司ありて、例なき由をいへども、興世王承  
 引かで、郡司を誡む、されば郡司隠れぬ」とあ  
 る。僭称の権守ごんのかみであり、実力にもものをいわせて  
 「入部」した押領者なのであったらしい。『将  
 門記』に「伴権守正任未ダ到ラザルノ間、推シ  
 テ入部ヲ擬ス。武芝案内ヲ検スルニ、此ノ国承  
 前ノ例トシテ、正任以前、輒チ入部ノ色ヲセズ、  
 国司偏ニ部司ノ無礼ヲ称シ、恣ニ兵仗ヲ発シ、  
 押シテ入部ス、武芝公事ヲ恐ルト為シ、暫ク山  
 野ニ匿ル」とあるのが、すなわち興世王の挙動  
 だったのである。王を称するかぎり、帝系の出

であろうが、いずれにせよ、そのような乱暴狼藉が横行していたとすれば、律令国家にとり、まことに由々しい問題だったにちがいない。それらの点は、あとでさらに検討されるであろう。

さきに名前が出た武蔵介源経基は、いわゆる清和源氏の祖であり、六孫王と称されたその人である。将門は興世王と武芝・経基両者間の紛争を調停する途を考えていたが、たまたま武芝の部下が経基の営を囲んだことから誤解を生じ、経基は将門が興世王と通じ、謀叛を企てたとし、これを京都に報じた。将門はこれに対し、謀叛の無実を証明するため、常陸・下総・下野・上野・武蔵五ヵ国の解文を取り、天慶2(939)年5月、再度上京して、ことなきをえたという。ところが一方、常陸国の住人に藤原玄明はるあきというものがあつた、常陸介藤原維幾これちかに反抗して国を追われ、下総に逃がれて将門の許に身を寄せるのであつた。将門はただちにこれを援けて常陸に入り、国府に迫って維幾を捕え、ついに印鑑やくすなわち国印と国衙の鍵を奪い、形式上常陸国を押領する挙に出たのである。

ことがここに及び、将門の行動はまさしく叛逆に類した。ときに武蔵権守興世王が、「案内ヲ検スルニ、一國ヲ討ツト雖モ、公責輕カラズ、同ジクバ坂東ヲ虜掠シテ、暫ク気色ヲ聞ケ」と謀ったというのは、世に有名である。将門は「念フ所畜スレノミ」と答え、天慶2年12月数千の軍を率いて、まず下野国に入る。国司藤原公雅(弘雅)と前司大中臣全行(定行)らはみなその勢いに抑せられ、「先ズ将門ヲ再拜シ、便チ印鑑ヲ擎ゲ、地ニ跪キテ授ケ奉ル」とある。将門は国府の内外をことごとく押領し、使者を付けて国司を京に返し、ついで上野に移り、介藤原尚範ひさのりから印鑑を奪って、同じく京に追い上げた。このようにして、将門はたちまちのうちに関八州を制圧することになるのであるが、天慶2年12月15日付で、自己の立場と所信をつぎのようにしたため、ときの太政大臣藤原忠平に上つたという。

(前略) 将門本意ニ非ズト雖モ、一國ヲ討滅ス、罪科輕カラズ、百県ニ及ブベシ、

之レニ因リ朝議ヲ候フノ間、且坂東ノ諸國ヲ虜掠シ了ヌ。伏シテ昭穆ヲ案ズルニ、(桓武)将門已ニ柏原帝王五代ノ孫ナリ、縦イ永ク半國ヲ領スルトモ、豈ニ非運ト謂ンヤ。昔兵威ヲ振テ天下ヲ取ルハ、皆史書ニ見ル所ナリ。将門天ノ与フル所、既ニ武芸ニ在リ、等輩ヲ思惟スルニ、誰カ将門ニ比セン。而モ公家褒賞ノ由無ク、屢々譴責ノ符ヲ下サル。身ヲ省テ恥多ク、面目何ニカ施サン、推シテ之ヲ察シタマハバ、甚ダ以テ幸ナリ。抑モ将門少年ノ日、名簿ヲ太政大臣殿ニ奉リテ、数十年今ニ至リヌ。相国摂政ノ世意オモフズモ此事ヲ挙グ、歎念ノ至リ、勝テ言フベカラズ、将門傾國ノ謀ヲ萌スト雖モ、何ゾ旧主貴閣ヲ忘ンヤ、且之レヲ察シ賜ラバ甚ダ幸ナリ。一以テ万ヲ貫カン。将門謹言。

天慶二年十二月十五日

謹々上 太政大臣少将閣下思下

この「謹上」には、ことがここにいたるまでの経過について、かなり長文の前文が書かれているが、すでに述べたところと重複するがゆゑに割愛した。また『扶桑略記』に引用される同文には、たとえば「将門少年之日、奉ニ名簿於太政大臣殿下、数十年間、致ニ勤公誠、然相国摂政之世、不意挙ニ於此事。」などとあり、この方が意味を汲み取り易いように思うが、ここではともかく『将門記』の文をそのまま読み下すことにした。

この建白書にも触れているように、将門は少年のとき藤原忠平に仕え、検非違使の宣下を請うて容れられなかったという。かれらの祖父高望王は上総介、父良将は陸奥の鎮守府将軍に任ぜられていた関係から、坂東と深いゆかりがあり、かれらの兄弟もまた多くはそこで成人したものである。将門は検非違使を志望し、一時忠平の許に寄寓したものの、ことが志とちがひ、失意のまま関東に帰つたのであろう。三上参次博士の序文を付した斎藤隆三著の『守谷志』(明治33年7月刊)に、将門の生い立ちを述べて、「若きより下総に在り、相馬豊田の両郡

(のちの茨城県北相馬郡と結城郡の一部——引用者)に莊園を有して、自ら相馬小次郎と称し、守谷に館す。当時には之を称して相馬莊又森屋郷と云へり、将門記に本郷と記せるもの是なり」とあり、同記に「将門等帰<sub>レ</sub>於本郷<sub>ニ</sub>云々」の語がみられる。善悪いずれにもあれ、関東一円に活躍する将門の根拠地は、古利根川が自然の要害をめぐらす、下総の東北地区だったのである。

「北総の地、由来山岳峯巒の峻なく、独り平原郊野十里相望む。此間水色皓々、鬼怒川奔り、蚕養川流れ、洋々たる坂東太郎と相待て、形勝具さに備はる。この叢爾たる一小邑は、即ち今の北相馬郡守谷町の地にして、荒廢衰頽見るべきなき落莫たる孤村は、実は是れ千古多趣の史蹟なり」と、『守谷志』は説く。

さきに引用した官符は、将門の叛逆にもはや歴然たる挙証をえて宣命せられたものであり、将門本人も免れがたい討伐に身をさらし、あえてやむをえない事態の推移と、自己の詐らざる心境を告白して、「何ゾ旧主貴閣ヲ忘レンヤ」とうったえたのである。しかし追討の官符が「遂ニ逆乱ノ意ヲ恣ニシテ、更ニ窺竅ノ謀ヲ夾ム」と糾弾したように、いかなる建白をもってしても、京都を納得せしめえない行動を冒していた。そのゆえにこそ、かれはまた古今の逆賊として、歴史に永くその名を刻まれざるをえなかったのである。かれは「新皇」(あるいは「親王」に作る)を称して「都」を構え、文武百官を置き、国司その他の「除目」(任命)を行なったという。将門の弟将平(大葦原四郎と称す)が、「夫レ帝王ノ業タル、智ヲ以テ競フベキニ非ズ、復タカヲ以テ争フベキニ非ズ、昔ヨリ今ニ至ル、天ヲ経<sub>メ</sub>地ヲ緯<sub>ム</sub>ル君、業ヲ纂<sub>ギ</sub>基ヲ承<sub>ク</sub>ル王、此レ尤蒼天ノ与<sub>フル</sub>所ナリ云々」と諫めたが、将門は「武弓ノ術既ニ両朝ヲ助ケ、遂<sub>ニ</sub>箭ノ功且ニ短命ヲ救フ、将門苟モ兵名ヲ坂東ニ揚<sub>ゲ</sub>、合戦ヲ花夷ニ振<sub>フ</sub>、今世ノ人、必ズ撃チ勝ツテ以テ君ト為ス、縦イ我朝ニ非ズトモ、僉人国ニ在<sub>リ</sub>、去ル延長年中大赦契王ノ如キ、正月一日ヲ以テ渤海国ヲ討<sub>チ</sub>取<sub>リ</sub>、東契国ニ改<sub>メ</sub>テ領掌スルナリ」と、わが延長5(927)年、

契丹が武力をもって渤海を滅亡せしめた例を引き、戦鬪の勝者こそ、まことに人君であるべしと主張して肯かず、「山ヲ越<sub>ント</sub>欲スル心憚ラズ、巖ヲ破<sub>ラント</sub>欲スル力弱カラズ、勝鬪ノ念、高祖ノ軍ヲ凌<sub>グ</sub>ベシ、凡ソ八国ヲ領スルノ程、一朝ノ軍攻<sub>メ</sub>来<sub>タ</sub>ラバ、足柄碓氷ノ二関ヲ固<sub>メ</sub>、当<sub>ニ</sub>坂東ヲ禦<sub>ル</sub>ベシ、然レバ則チ汝曹申ス所甚<sub>ダ</sub>迂誕ナリ」と逆に叱咤するのであった。

かくて『将門記』は将門叛逆の真相ともいべき国司の叙任から、王城の造営についてまで伝える。すなわち弟将頼を下野守に、同将文を相模守に、同将武を伊豆守に、同将為を下総守にそれぞれ叙任し、また上野守に常羽御厩別当多治経明を、常陸介に藤原玄茂を、上総介に武蔵権守興世王を、安房守に文屋好立らを任ずるなど、諸国の受領を点定し、さらに王城造営のことを議して、「王城ハ下総国ノ亭南ニ建ツルベシ、兼テ構橋ヲ以テ号シテ京ノ山崎ト為シ、相馬郡大井津ヲ以テ号シテ京ノ大津ト為ス」といい、左右の大臣・納言・参議、文武の百官、六弁・八史をいずれも点定し、内印(天皇の印)・外印(太政官の印)の寸法、さては古文・正文にいたるまですべてを定め、ただ「暦日博士」だけは選任にいたらなかったという。ことのしだいを聞いた諸国の「守」(長官)は、「魚ノ如クニ驚キ、鳥ノ如クニ飛ビ」、急ぎ上洛した。「新皇」は武蔵・相模などの国々を巡検して、悉く印鑑を領掌し、「公務ヲ勤ム可キノ由、留守ノ国掌ニ仰セ、乃チ天位ヲ預ル可キノ状ヲ太政官ニ奏ス」。京官大いに驚き、宮中騒動すという。

以上は主として『将門記』が伝える叛逆事件のごく概要である。事件に直接かかわりのない仏門のたれかが、しかも事件後数ヵ月の間に取りまとめた見聞にしては、あまりにも詳細かつ具体的に過ぎて、むしろ真偽のほどが疑われ、はたして天慶3年6月中の記述にかかるものかどうかさえ、にわかに信をおきかねるであろう。もっともそれは事件の全貌に対してではなく、個々の具体的なある種の事項または時点についての所感である。要するにかつて織田完之が「誠に地を換へて之を論ぜんに、檢非違使



の宣下を希望して得ること能はず、之を憤りて本国に帰る、剽掠を事として伯父を攻殺し、近国を領略し、偽宮を作り、百官を設け、天位を覬覦することは、到底人心の与みせざる所にして、決して成し得べからざる次第にあらずや」と、強調したそのような素朴な感情論で抹殺され、あるいは肯定されるたぐいの事件だったのではない。事件の叛逆性そのことは、歴史上の事実として、どこまでも動かしがたい問題なのであった。

朝廷が驚愕のあまり、いかに狼狽してその鎮圧と討伐に百方手をつくしたかを見るだけでも、事件の重大性を知ることができるであろう。しかしそれにもまして、とりわけ忘れてはならないのは、将門をしてかく行動せしめたところの社会的な背景、叛逆のいうならば客観的な可能性についての判断でなければならない。

### Ⅲ 叛逆の社会的背景

ここで一言触れておかなければならないのは、将門の叛乱とあたかも時を同じくして、西海に起きた藤原純友の乱についてである。時が時ただけに、両人が示し合わせてことを起こしたかのように考える説が、古来一部に伝えられた。たとえば水戸光圀の『大日本史』（水戸徳川家の訳文による）天慶2年12月の条に、「将門、下野を陥れ、十五日辛亥、上野を陥る、是の日、武蔵・相模を略し、国守を劫し、印鑰を奪ひ、遂に自ら新皇と号し、都を建て、百官を置く。是より先、前伊予掾藤原純友、海賊を招集し、南海・山陽二道を劫掠せしが、是に至りて、将門に応じ、潜に人を遣はして、火を東西京に行たしむ。京師騒動す」とみえ、さらに『将門純友東西軍記』には、つぎのように説かれている。

（承平）六年六月南海ノ張本藤原ノ純友ト云者、其徒党ヲ聚メ、伊予国日振島ニ千余艘ノ船ヲ聚メ、海上往来ノ官物ヲ奪ヒトル、コレニヨリテ紀淑人ヲ伊予守トシテ遣ハサル、淑人仁愛ヲ以テナツケシカバ、海賊暫クシヅマル、同年七月下旬ニハ淑人純友ヲ

相伴テ上洛ス、此時下総国住人相馬小次郎将門モ在京シタリ、此将門ハ桓武天皇三代高見ノ王一男高望ニ六人ノ子アリ、一男ハ平良望（鎮守府将軍、号ニ國香ニ）、是ハ平将軍貞盛ガ父也（太政大臣清盛之先祖也）、次男ガ平良将（鎮守府将軍）、是將門ガ父也、是故ニ貞盛ト将門トハ從弟子ナリ、三男ハ平良兼、四男ハ平良繇（鎮守府将軍）、五男ハ村五郎平良文、六男ハ有子ノ平良持ト云、一族若干ニシテ繁昌セリ、シカルニ同年八月十九日相馬将門・藤原純友兩人比叡山ニノボリ、平安城ヲミヲロシ、互ニ逆臣ノコト相約ス、本意ヲトグルニヲイテハ、将門ハ王孫ナレバ帝王トナルベシ、純友ハ藤原氏ナレバ関白トナラン、約シヲハリテ帰洛シ、其後兩人相トモニ国ニ帰ル云々

このような巷説が、まったく興味本位の訛伝であることは、今日ではほとんど歴史家の常識と考えてよろしかろう。ただし将門・純友両人の叛逆的な行動に、比叡山の謀議がまことしやかに付会されたのは、関東と西海と地理的または歴史的な条件を異にしたにもかかわらず、およそ王城の地京都を遠く隔てて、ともに朝権の威令が及びがたく、ややもすると国司ら地方官憲の専横と放縦をほしいままにせしめたのと、かてて加えて中央に志をえない公家の末流らが、僻陬の地に蟠居して、ひそかに機をうかがうような風潮が生じて、つまるところ武家勃興の機運を醸成する傾向にあったものと考えられる。したがってかりに朝廷が、地方の不穏分子を平定するため、必要な兵力を募集しようとするれば、その対象は逆にいくらでもあったのである。

天慶3年正月、東海・東山両道の諸国にあの官符を下した朝廷は、その前年の12月29日、すでに信濃国に勅符して、軍兵を徴発して境内を守備せしめ、また東西に警固使を発遣するとともに、六衛府に戒めて、鈴鹿（伊勢）・不破（美濃）・愛発（越前）三関の警備を厳にせしめ、さらに右衛門権佐源俊（右衛門権佐源俊）その他に推問東国使を命ずるなど、緊急の措置を講じ（『日本紀略』）、翌3年の正月元旦には東国兵乱のため、天皇は殿

に御せず、奏樂を撤し、從四位上藤原忠舒<sup>ただのぶ</sup>を東海道追捕使に、從四位下小野維幹<sup>これもと</sup>を東山道追捕使に、右近衛少将小野好古<sup>よしふる</sup>を山陽道追捕使に任じ(同上)、6日には叙位のことを停め、天下の名神に位一階を進めて東西の賊を攘い(『大日本史』)、諸衛<sup>すけ</sup>の次官以上に弓箭を帯ばしめ、使を伊勢の大神宮に遣して、東国賊徒の調伏を祈らしめるのであった(『日本紀略』)。

ところが『日本紀略』同月9日の条によると、去年12月29日に推問東国使を命ぜられた右衛門権佐源俊ならびに左衛門尉高階良臣・勘解由主典阿蘇広遠ら三人が、しばしば故障を申し立てて発向しないのを理由に、その官を解却したことがみえ、そして11日東海・東山両道に例の官符を下し、14日には別に追捕凶賊使などの任命があり、ついで19日参議修理大夫藤原忠文(宇治民部卿)を右衛門督に勅任し、征夷大將軍を命じているのであって、このところ朝廷周辺の動きがいかにあわたたく、情勢の緊迫する様子がうかがわれるのであった。同月9日、武蔵介源経基すなわち清和源氏の祖、六孫王経基が、「東国凶賊平将門謀反ノ由」を朝廷に速報した廉で從五位に叙せられたいきさつがある。おもうにその報告によって、将門叛逆の始終とことの重大さが、あらためて明らかにせられたからであろう。源俊らが解任させられた理由は、別に明らかにされていないが、それにしても任命してまだ数日をいわずして、早くも出動の遅滞を問わなければならなかったのは、むしろ朝廷の迂濶であって、源俊らの臆病か怯懦か怠慢かいずれにもせよ、本人たちの責任が追及される前に、出動の規模とか組織とかについて、朝廷にどれだけの用意がなされていたか、それが知りたいものである。天下の名神に位一階を進めて、東西の賊を祓ったり、伊勢神宮に平定を祈ったりする朝廷は、1月21日に参議伴保平を奉幣使に任じ、あらためて伊勢神宮に差遣し、翌22日には延暦寺に命じて、21日間の「大威徳法」を勧修せしめ、さらに24日には美濃中山の南神宮寺に、延暦寺の阿闍梨明達を遣わして、調伏四天王法を修さしめるのであった(『扶桑略記』)。

大和朝廷が蝦夷や熊襲など異種族の討伐に示した積極的な戦闘計画とその準備は、少なくとも将門や純友の乱に対処した態度にはみられずできれば現地の反対勢力を操縦して、事態の收拾、鎮静を念慮するというのが、朝廷の基本的な方針だったように考えられる。

2月(天慶3年)8日天皇紫宸殿に御して、征夷大將軍藤原忠文に節刀を賜い、22日、仁王会<sup>にんおうえ</sup>を綾綺殿に修して呪願文を誦じ、賊の平定を祈らせているが、その呪文を一見すれば、朝廷の態度がいかに他力本願であったかを知ることができるであろう(『本朝文粹』第13参照)。

とこうするうち3月5日、常陸掾平貞盛・下野掾藤原秀郷から、将門伏誅の注進がとどく(『日本紀略』、『扶桑略記』)。貞盛は既述のように、将門に弑せられた国香良望の子であって常平太、平將軍などと号して從四位下、丹波・陸奥守、鎮守府將軍などに任じており、他方、秀郷は北家魚名の流れに属し、下野権大丞村雄の子、母は下野掾鹿島の女、倭藤太と号し、從四位下、鎮守府將軍、下野・武蔵の守、将門乱のとき押領使の任にあったという(『帝王編年記』)。およそ守・介・掾などのいわゆる国司や郡司など地方官の任免については、「選叙令」にその手続きが定められているが、貞盛や秀郷らの叙任がいつどのように行なわれたのか、具体的な実際例になると、たいていが疑わしい。故辻善之助博士が説かれているように、おおむね清和朝の頃から、名実のともなわない遙任国司の例が多くなり、あるいは一代かぎりの国守を任命して、その得分(公廩稻)を皇后・皇太后・太皇太后などの収入にあてる「年官年爵」の制が行なわれるようになり、ときには一国に十数人も国司が名をつらねることさえあった(『日本文化史』Ⅱ)現に『本朝世紀』後三条天皇治暦4(1068)年11月21日の条によると、同日の大嘗会に際し、近江国に守・権守・権介3人のほかに14人の掾、備中国に同じく14人の掾が叙任されているのである。形式的な官名と実質的な官職の断絶であって、官名だけを帯びる在京の地方官がいる反面、現地に居住して地方の実情に密着した実力

の保持者がいて、たがいに競合する傾向が顕著になっていたのである。

このように考えると将門にも将門に討たれた良望にも、あるいは将門を誅伐した貞盛や秀郷らにも、公人としてのかれらと、地方の実力者としてのかれらと、いわば二重の人間像が浮かび出るのであって、たとえば将門が相馬小次郎を、良望が国香を、貞盛が常平太を、秀郷が倭藤太を名乗るところに、公人とはちがう実在的な人間像の主張のあったことが推測されるであろう。それらの地方は形式的な官名よりも、むしろ現実の人間像が幅をきかせる、そのような世界であった。将門叛逆の経過につき、『今昔物語』に「平貞盛は、前に父国香を将門に罰たれにければ、その怨みを報ぜむとて、貞盛京にありて公に仕へて、左馬允にてありければ、奉公の労をも棄てて、急ぎ下りてありけるに、将門が威勢に合ふべくもあらざれば、本意をえ遂げで、隠れて国にありけり」「武蔵権守興世の王といふ者あり。これは将門が一つ心の者なり。正しき国の司にならずして、押して入部す。その国の郡司ありて、例なき由をいへども、興世王承け引かで、郡司を誡む。されば郡司隠れぬ」「常陸国に藤原玄明といふ者あり。その国の守藤原維幾なり。玄明対悍を官上して、官物を国司に弁せず。国司瞋りをなして責むといへども、敢てかなはず、しかるに、玄明将門に随ひて、将門と力を合はせて、国司を館を追ひ去りけり。即ち国司隠れ失せぬ」などと語られているのは、ひっきょう官職の權威が地に墜ち、ただ実力だけがひとり横行する地方の実情から伝説したものであろう。

藤原玄明という人物の出自は明らかでないが、藤原維幾といえは南家乙磨の流れを汲み、上総介清夏の子、母は弾正大弼正行王の女であり、妻は高望王の女といわれ、自身は従五位上、常陸介、讃岐介の印綬を帯びるれっきとした名門の出自なのであった（朝日新聞社刊『日本古典全書』本の注記による）。ただし常陸の国守だったはずの維幾が、一方で常陸介であり、讃岐介であったりすれば——貞盛や秀郷についても同じ

ことがいえるであろうが——これはあの遙任の国司であり、自身は在京して、目代だけを現地に駐在させておく形式者だったのかもしれないと、そうも思われる。また遠隔地の国司の就任や離任が、けっして容易の業でなかったのは、『更級日記』をみるまでもなく、たやすく理解されるであろう。事実そうだったとすれば、現地実力者の横車に押されて、手もなく「隠れ失せぬ」たぐいの国司たちは、本もののそれではなく、いわゆる留守の目代だったのではないか。『今昔物語』がいうように、興世王は正規の国司ではなく、僭称の武蔵権守なのであった。その興世王の不法を咎め立て、逆に恫喝されて引っこんだ郡司は、武蔵国足立郡の郡司判官代、武蔵武芝のことであった。しかも将門と興世王の謀叛を上告するものがあったとしても、本人たちが弁疏すれば、「将門返りて御感」にあずかる始末であって、正邪いづれにもせよ、朝廷には地方の実情が、それこれ闇雲のままだったのである。黒板勝美博士は前掲書で「朝廷に於ては地方の政務に対する処置如何にも緩慢に流れ、加ふるに朝議反覆、或は将門の訴ふる所によって良兼（国香の弟——引用者）を捕えしめ、或は良兼の訴によって将門を追捕せしむるなど、去就に迷ふべきこと多かった」と説かれている（275頁）。裏をかえせば、地方実力者の跳梁に右顧左眄して当惑するのが、朝廷の実情なのであった。

かくのごときは要するに、地方における朝権の弛緩あるいは未熟を物語るものであって、将門や純友の反乱の頃には、東西の諸国から、大小となく波瀾の報告があとを絶たず、いたずらに朝廷の心胆を寒からしめた。天慶3年正月25日、遠江・伊豆などの国が連署して、官符使卜部松見が駿河国で群盗に捕えられ、また兇徒が同国岫崎関を破り、国分寺を囲んで雑物を奪い、人民を射殺したとの蔵報があり（『日本紀略』）、8月26日には讃岐・阿波の両国から、賊徒が讃岐・伊予の両国を掠め、備後の舟を焼いたと報ぜられ、29日には紀伊国から南海の賊について急報が入り（同上）、その間讃岐介藤原国風が淡路に奔走したことが伝えられ（『扶桑略記』）、10月

22日には安芸・周防両国から、大宰府追捕使左衛門尉相安らの兵が、賊のため打ち破られ、12月10日には土佐国の八多郡(播多)が海賊のために焼かれ、合戦の間賊・味方の多くが箭に射られて倒れるなど、まことに騒然たる世のなかであった(『日本紀略』)。

これら大小の事件が将門や、ことに南海・中国・四国のそれが純友の反乱事件と直接のかかわりあいを持ったか持たなかったかは、にわかに判断しがたいが、たがいに連鎖反応を招くそのような危険を胎む社会の情勢だったのは、どのみち否定されないのである。

しかし西国はともかくも、将門はすでに誅に伏し、それと前後して、同類の興世王もまた藤原公雅きんつねのため誅せられたとの報告がとどき、天慶3年5月15日、さきに任命された征東大將軍藤原忠文は京に帰還して節刀を返上し、同21日には三関の警備も緩められた。こうして東国はいちおうの平静を取りもどしたのであるが、それは別に大將軍忠文の功績なのではなく、いずれかといえば貞盛・秀郷ら現地の反対勢力がかちえた勝利として取り沙汰された。このため同年3月9日下野掾秀郷を従四位下に叙し、功田を賜うて永く子孫に伝えしめるとともに、下野・武蔵両国の守を兼ねさせ、また常陸掾貞盛を従五位上に叙し、左馬助に任じて各その功を賞し、さらに東国異変のことを、逸早く京に注進した源経基の功を賞して従五位下に叙し、大宰少弐に任じた(『古事談』、『日本紀略』)。肝腎の征東大將軍藤原忠文らが賞に与らなかったのは、将門が誅に伏したその頃、かれらはまだ駿河国清見ヶ関にいて、なんらなすこともなく、引き返してきたからであった。この処置については、廟議にかなり是非の論があったらしく、『将門純友東西軍記』がつぎのように伝えている。

或説ニ秀郷・貞盛ハ将門追罰ノ恩賞ヲ賜ル、藤原忠文ハ大將軍タレドモ、駿河ヨリカヘリテ軍功ナシ、恩賞アルベキヤ否ヤト公卿僉議アリ、時ニ左大臣実頼(小野宮)云ク、今度ノ合戦ハヒトヘニ秀郷・貞盛ガ功有テ、

大將軍忠文ノ功ナシト云ヘリ、舎弟右大臣師輔(九条)云ク、命ヲ受ケ、夷賊ヲ討事何ゾサアランヤ、兩人ハ近国ヨリヲヨリ、大將軍ハ京都ヨリ下向ス、ソレ遅速ナカラザランヤ、其上忠文以下駿州ニ下着ヲ聞テ、将門ガ兵或ハ落失或ハ降参ス、故ニ秀郷・貞盛忽チカツコトヲ得タリ、イズクンゾ功ナキト云ハンヤ、二人ノ賞ホドコソナクトモ、下向ノ諸将等ニモ同様ノクンコウシカルベキカト云ヘリ、小野宮殿ノ云ク、忠ニヨル賞ナリ、若恩賞アラバ無念ノヨシ奏セラル、ニヨリテ、遂ニ勸賞ナシ云々。

この軍記が、史書としての信憑性に欠けているのは、世に定評のあるところだが、『古事談』(第四)に「忠文卿勸賞沙汰之貶、左大臣被<sub>(実頼)</sub>定申<sub>(師輔)</sub>云、疑ヲバ勿<sub>(質)</sub>云々、右大臣被<sub>(質)</sub>申云、刑疑ヲバ勿<sub>(質)</sub>、賞ノ疑ヲバ許<sub>(之)</sub>トコソ候ヘト被<sub>(申)</sub>ケレドモ、依<sub>(被)</sub>用<sub>(左府)</sub>申詞、遂無<sub>(其)</sub>沙汰<sub>(云々)</sub>」とあって、忠文が勸賞の沙汰に洩れたのは実際のようなのである。小野宮と称した左大臣実頼と九条右大臣師輔は、ともに摂政藤原忠平の長男と次男の兄弟仲であり(『大鏡』による)、忠平の勸賞に兄は反対し、弟は賛成したのであって、結局は実頼の意見が用いられた。このため忠文はえらく実頼に遺恨をいだき、断食して絶命したなどと、古来伝説されている。しかし忠文はのち天慶4(941)年5月、ふたたび征西大將軍に任じ、征南海賊使小野好古らと協心戮力、純友の追討につくしているのもであって(『日本紀略』)、正史にそのような様子はうかがわれない。それよりも征東または征西に際し、はたしてどれだけの兵力を実際に統率させることができたか、朝廷の動員力に疑いがもたれるのである。このことについては、すでに一言触れたのであるが、将門追討のために、あわただしく東海・東山の諸国に官符して、いわゆる勇士を募集せざるをえなかったし、純友の誅伐については、天慶3年8月22日、阿波国の討征を名に、近江国に勅符して100人の兵士を徴発したといい、翌4年6月24日には、近江・美濃・伊勢の兵を、右近

の馬場を集めて、観閲したことが記録されている(『日本紀略』、『大日本史』)、しかしそれらの挙が、どこまで実戦的な動員たりえたか、疑問であろう。少なくとも将門乱の平定にあたり、独自の行動にうって立て成績を挙げたのは、ほかならぬ現地の勢力だったのである。元陸軍中将中井良太郎氏は、昭和16年12月刊行の『日本古戦史の真価』で、将門追討の軍に触れて、つぎのように述べている。「忠文は大命拝受後私第にも帰らず征途に就いたが、当時は中央政界全く腐敗し地方制度又紊乱して居た為兵員の徴召意の如くならず、高位高官を餌にして地方豪族を誘引して整へねばならぬ始末で(東海・東山両道に下した官符をいうのであろう——引用者)、動員も集中も渉々しく行はわれなかった。斯くする内に兼てから京を去り、父の仇を報いんと常陸地方に潜伏し、将門の監視の眼から逃れて居った平貞盛は、下野の押領使藤原秀郷の協力を得て、遂に官軍の関東著に先だち将門を滅ぼしてしまった」(同書、43-44頁)と。

だいたいの経過はこのとおりであったろうが、忠文が実際にどれだけの「官軍」を指揮することができたか、動員も集中も朝権というよりも「朱紫の品」や「田地の賞」を懸けて、地方の「憂国の士」や「忘身の民」の決起を期待し、あるいは信濃国に徴兵を命じて国境を固めさせ、あるいはまた三関の警備をきびしくさせるなど、応急の指令はなされたものの、朝廷の手が直接及ぶのは、神社・仏閣への祈願か、せいぜいのところ六衛府の上級武官に弓箭を帯びしめるか、近国の兵を集めて観閲するといった示威の程度であって、官軍の編成とか出動とか、およそ実戦的な指揮命令の系統や組織の配備はどこにもみられなかったのである。そしてそこにこそ地方的な戦闘力を温存させ、たがいに抗争させる間隙があり、一步を進めていうならば、武士の興隆を可能ならしめるゆえんがあったのである。そこで当然に提起されなければならないのは、そうした地方的な実力の中核に位置し、またはこれを率いる立場についた、いわば地方的な豪族——総じて実力者が、いかなる出自のもので

あったかという問いであろう。なかにはすでに知られた平将門や源経基らのように、中央で志をえなかった公家の末流で、辺地の鎮守府や国府に下向して、土着したものとその子孫や、元来が現地の実力者で、郡司などに任用されたものがあつたであろうが、ことが東国に関するかぎり、奈良朝から平安朝にかけ、きわめて積極的に遂行された蝦夷討伐の過程において、新旧勢力の交替あるいは競合の行なわれた事実を看逃すべきではなからう。

## VI 武家興隆の機縁

大和朝廷の蝦夷討伐は、大化改新による国権の統一が、おおむね成功をおさめた斉明朝(655~61年)の頃から、しだいに積極化の途をたどりつつ、桓武朝(781~805年)にいたって、ようやく決定的な段階に達する。

延暦7(788)年12月7日、征夷大將軍紀古佐美が出征するのに際し、「坂東ノ安危此ノ一戦ニ在リ」(『続日本紀』)と詔し、将兵を激励した朝廷が、嵯峨天皇の弘仁2(811)年4月19日には、「国ノ安危此ノ一戦ニ在リ」と勅して、出動の軍勢に征夷の重大性を告げ、士気を鼓舞しているのであって(『日本後紀』)、わずか20年ばかりの間に、蝦夷の向背が、大和国家の全体的な安危にかかわるまで、国権東北漸の実が浸透していたのである。

斉明朝以降の蝦夷討伐は、ほぼつぎのような長短六路線を通じて行なわれたのであって、それは同時に、東北漸する国権の経路であつたと考えてよろしかろう。すなわちその一は越前(福井県)・越中(富山県)から越後(新潟県)に入り、出羽(秋田県)の高清水岡(秋田)の方から日本海寄りの線、その二は関東地方を北進して、「山道」(または「仙道」と呼ばれ、下野(栃木県)の那須から陸奥(のちの磐城国、福島県)の白河に出で、阿武隈川沿いに安積・信夫を経て、いったん玉前(たまきさき)(のちの陸前国、宮城県岩沼町)に落ち着き、名取・多賀・胆沢などの拠点を経て、遠く陸中国志波(岩手県紫波郡——盛岡市)に達する線、その三は太平洋岸寄りに北進するいわ

ゆる「海道」であって、常陸国（茨城県）の新治から中（那珂）・久自（久慈）を経て菊多（勿来）に出で、石城・標葉・行方・亘理を過ぎ、玉前で前記の志波線に合流する線、その四は多賀からいったん西進して色麻で北折し、玉造（宮城県岩切町）・伊治を経て、胆沢で「その二」の線に合流する線、その五は、前記の名取から西北に方向をとり、出羽の玉野（山形県尾花沢市）に出で秋田に向かう線、その六は名取から西方に分岐し、右の玉野線と並行してやはり玉野に達する線などがそれである。

はるか後代のこと、天正19（1591）年の夏、蒲生氏郷らが豊臣秀吉の命をうけ、陸奥の九戸（岩手県福岡）に蟠居する九戸政実を征めたとき、付近に住むアイヌ民族を集めて、毒矢を射させたことが『氏郷記』に出ている。まして奈良・平安の昔、関東から以北の地が、主として蝦夷つまりアイヌ民族の居住または「民夷雑居」の地域に属したのは、すでに明らかな事実である。古く中国の『南史』「東夷和国」の条に、宋の順帝昇明2（478）年に、わが雄略天皇に比定される倭の武王が上表して、「東毛人ヲ制スル五十五国云々」と報じたのが、とりもなおさず蝦夷地だったのは、かつて白鳥庫吉博士がいわれたとおりであると思われる（『神代史の研究』、400頁）。史書のこうした語りからして、関東以北の地域が、古くから大和民族の進攻にさらされ、しだいにその統制に服していった経過のあらましが考えられるのである。たとえば延喜7（907）年の春、文章博士三善清行が撰した『藤原保則伝』（『続群書類従』八ノ上）に、出羽の国情が「民夷雑居、田地膏腴ニシテ、土産ノ出ズルトコロ、珍貨多端ナリ、豪吏並ビ兼ネ、紀極有ル無ク、私ニ租税ヲ増シ、恣ニ徭賦ヲ加ヘ、又権門ノ子弟善馬、良鷹ヲ求ムルモノ、猥リニ雲ノ如クニ聚ル、辺民愚朴ニシテ、告訴スルコトヲ知ラズ、唯其ノ求メニ随ツテ、煩費ヲ言ハズ、曰ク、是ニヨリ隴畝ノ民、皆貧窮ニ苦ミ、奸猾ノ輩、多ク富溢ヲ致ス云々」と述べられていて、その一端が知られるであろう。とかく辺陲の地帯は『民夷雑居』して朝権が徹底せず、在地の勢力

が官憲を兼帯して政治をほしいままにし、あるいは権門の若者たちが生産の「煩費」を意に介せず、良馬や鷹（弓箭に用いる鷹の羽をいうのであろう）を買い漁り、略奪交易をあえてするといった過渡的な状態にあったのである。むろん関東地方がそういつまでも「民夷雑居」の状態にあったとはいえない。むしろ桓武朝の頃から、徴兵や兵站の基地として動員されたのは、歴史に明らかなところである。延暦2（783）年4月15日の勅によると、当時坂東八国（相模・武蔵・安房・上総・下総・常陸・上野・下野）から、奥羽の本営に兵糧を輸送するにもかかわらず、前線ではそれが将兵らのため現地の稲と取り換え、その穀代を毛皮や鷹の羽などの「軽物」にして京に送るばかりでなく、濫りに鎮兵を使役して、多く「私田」を営む、このため鎮兵は疲弊して干戈にたえない、これを憲典に考えるに、深く罪罰にあたる、今後さらに然ることをえず、違反するものは軍法によって処罰す、よろしく逮捕し、侵漁の徒をして濁濫をほしいままにせしむることなかれ云々とある（『続日本紀』）。実情を知るべきであろう。

このような乱脈は、国権のいわばフロンティアにおける実情であって、かりにも征夷の兵站基地だった関東地方をまで、これと同一視することはできないであろう。しかし「民夷雑居」というような過渡的な現実には、ともかく捨象して考えられるにしても、国権がなおきわめて中途半端な状態に低迷する後進地帯だったのは、将門事件の発生そのことが、なによりも有力に物語るといえるものである。茨城県人で、将門事件の歴史地理に精通する赤城宗徳氏の説に「当時関東は、“えぞ”（蝦夷）の地奥州と接し、奥州や関東では大和朝廷に征服された“えぞ”の反乱や、その帰服者である“俘囚の乱”がしばしばあって、これらの残敵掃蕩には、代々の朝廷が苦心していた」（13頁）とある。無謀を諫める弟の将平に、将門は応酬して「将門苟モ兵名ヲ坂東ニ掲ゲ、合戦ヲ花夷に振フ云々」といい放った。いいそうなことである。「花夷」とはおもりに中国の歴史にいう「華夷」であり、大

和民族と化外の蝦夷とを指したのであって、そのかぎりでは、関東地方もまた「民夷雑居」とほど遠からぬ土地柄だったと想像されるのである。

東北辺地の未開な実情に加うるに、国司ら地方官憲の悪業をもってしたのは、すでに指摘されたところであるが、さらに注意しなければならないのは、およそ中央政府によって行なわれる官職の補任が、たとえば国造くにのみやつこのごとき地方の実力者を対象にしてほとんど世襲的に選考されたことである。これはおそらく、かくすることによってかれらを懐柔し、地方の静謐と政治の安定に資する策に出たものと考えられる。その結果一方において、官職を帯びた地方的な豪族の跋扈とその競合、抗争を誘発したのは、なんとしても否定されなかり。とりわけかの郡司の任命に関連して、そのような矛盾の発生がひとしお明瞭に察知されるのであった。

郡司の任用については、すでに大化2(646)年正月の改新の詔で、郡の大小にかかわらず、いずれも「国造クニノミヤツコノ性識清廉ニシテ、時務ニ堪エル者ヲ取ツテ大領オホリノミヤツコ、少領スケンノミヤツコト為セヨ、強幹聰敏ニシテ書算ニエミナルモノヲ主政マツリゴトヒト、主帳フミヒトト為セヨ」と、少なくとも郡の長官(大領)や次官(少領)には、大化前の氏族から有力者を選ぶことを建て前にするよう指示されており、「選叙令」もまた人物の選考基準として、一般的にこの方針にしたがうとともに、「大領・少領ハ才用同クバ、先ズ国造ヲ取レ」と、旧勢力の優先任用を指示している(『令義解』)。さらに『続日本紀』和銅6(713)年5月7日の制条によると、「郡司ノ大少領ハ、終身ヲ以テ限ト為セ、遷代ノ任ニ非ズ」とみえ、郡司は原則として終身官であり、世襲官ではないのであった。しかも「齒縦心ニ及ビ、氣力尪弱、筋骨衰耗シ、又久ク重病ニ沈ミテ起居漸ススマズ、漸ク狂言ヲ發シテ、時務ニ盛無ク、此ノ如キノ類、心素ヲ披訴シ、田ニ帰ツテ命ヲ養ワン」と、このような心身ともに廢疾のものでなければ、致仕することはないというのである。まことに特権的な身分保障であって、かかる考え方の下で、終身とか世襲とかは、それほど問題でないのが実際では

なかったかと思われる。

現に吉村茂樹氏は「郡司の研究」(『史学雑誌』47の11号)で、つぎのような注目すべき説をなしておられる。すなわち、

令制施行以後神亀の頃に至るまでの間に於ける郡司補任に関する詔、若しくは制符にはすべて先ずその人物器用に重点をおくべきことが強調されてあるのを見る。しかしながら事実には、国造譜代の輩の勢力には実に侮り難いものがあって、地方に於ける譜代の名家が代々郡司に任命されたであろう事は、『続日本紀』の記載、若しくは正倉院文書に見えるかの海上国造他田日奉部通神護の解文等によっても之を窺ひ得るのである。而してそれが天平以後に於ては、例へば天平十年四月の太政官符、同十四年五月の制及び同二十一年二月の勅等をはじめとして、すでに譜代の労効を公然重視したものがあらはれて来て、爾後郡司の資格に関しては常に之の譜代性が重んぜられることとなり、令の規定の本文は漸く公然と軽んぜられるに至ったのである。地方豪族譜代の名家が、その地方に如何に勢力を有してゐたかは、今更暇説するまでもない所であって、随つて之を地方官たる郡司として採用することには、その効果に見るべきものがあると同時に、また一方軽視すべからざる弊害の多かつた事も注意すべきである云々。

郡司が実態的に当該地方の豪族であった事実を物語る例は、しばしば寓目される。さしづめ陸奥ならびに関東地方について、それを拾ってみると、たとえば承和7(840)年の2月に、相模国大任郡の大領、外従六位上壬生直広主が、窮民に代わって私稲1万6,000束を輸し、戸口5,350人を「増益」した廉で、外従五位下に仮し、同年3月陸奥国磐城郡の大領、外正六位上磐城雄公が、独力で大橋24カ所、池溝の堰26カ所と、官舎・正倉290宇を修築し、宮城県の権大領外

従六位上、物部已波美が私池を造り、公田80余町歩に灌漑するとともに、私稲1万1,000束を公民に賑給して、いずれも外従五位下に仮し、翌8(841)年8月には、相模国高座郡の大領外従六位下、壬生黒成が貧民に代わって調布三百六十余端、正税1万1,173束余を「填進」し、かつ飢民に稲5,504束を給して、不課戸2,947人と、課戸239人を救って外従五位に仮し、同10(843)年12月には、下野国那須郡の大領外従六位下丈部益野が、農田1,571町を「勸課」して、戸口2,041人を「増益」し、外従五位に仮した等々の数例が挙げられる(『続日本後紀』)。かくのごときは郡司の美挙として、たたえられたのかもしれないが、かりにも公土公民主義を標榜した律令制下の事態としては、まことにおどろくべき貧富の格差といわざるをえない。それらの郡司は、ほとんどが土地人民を私領する、つまり大化前代的な存在者だったのは、容易に推測されるであろう。官職の終身・世襲などの形式は、かれらに関するかぎりすでに問題でなく、隠然たる實力こそが、かえって帯官者としての身分を、条件的に規定していたのである。特徴的にこれを郡司の土着性とでも呼んでおこう。

郡司がこのようにして、土着性を特徴とするのに対し、守・介・掾など総じて国司の系列に属する地方官たちは、一定の任期派遣せられるのが原則であって、郡司の土着性に対し、移動性をもってその特徴とした。承平4(934)年12月、任を終えて京に帰る紀貫之の『土佐日記』や、寛仁4(1020)年9月、上総国の守だった菅原孝標<sup>たかすえ</sup>が帰京する際、同行した娘が書き綴ったという『更級日記』などを見れば、国司の移動的な職分がよく理解されるであろう。しかもその移動的な職分のゆえに、かれらはしばしば貪欲をほしいままに振る舞い、任国で存分の産を築いて京に帰るのを、最大の役得と考えていた。信濃守藤原陳忠<sup>のぶただ</sup>が「受領<sup>ずりよう</sup>は倒るる所に土をつかめ」、失敗しても素手では帰るなど、家来に論じたというのは、『今昔物語』(巻28)が伝える有名な話である。故辻善之助博士は

「困って地方官となることは富を蓄ふるに最も好い道であった」といっておられる(『日本文化史』Ⅱ, 161頁)。したがって国司に任命せられることを熱望するものが多く、一条天皇のとき、紫式部の父藤原為時が、多年式部丞を勤めた功により、国司に任ぜられたしと願ったところ、闕国がないとの理由から、「除目」(定例の異動)のとき外されていたため、「苦学寒夜、紅涙霑し袖、除目春朝、蒼天在眼云々」(寒夜紅涙を絞って努めたにもかかわらず、春朝の除目に洩れ、泣いても泣き切れない)と、詩に託して天皇にうったえた。天皇はその心情をあわれみ、いったん越前守に決められていた源国盛の任を解き、為時をこれに任じたところ、今度は国盛の家中が失望のあまり、上下涕泣し、国盛もまた失意のあげく、病に伏してしまったという(『古事談』)。京都の貴族たちが、いかに国司に懸命であったか、執心のほどが知られるであろう。

## V むすびにかえて

菅原道真が右大臣の頭職から、大宰権帥に左遷されて、筑紫の配所に没したのは、醍醐天皇の延喜3(903)年2月25日であった。あたかも凶事相ついで起こる。朝廷の周辺では、ひとえに道真の怨霊が然らしめるものだと内省し、延長元(923)年4月20日、道真の本官右大臣を復し、正二位を贈って、その霊を慰めるのであった(一条天皇の永祚4年5月20日、さらに左大臣正一位を贈り、閏10月20日太政大臣に追任する)。将門の叛逆事件は、道真の死後35年ばかりしてのことであって、怨霊云々の噂が、世間に広く流布されていた頃であっただけに、ことが志とちがい、逆賊の汚名を着て誅に伏した将門にも、怨霊の世評がまつわり、あれこれと取り沙汰されたのは、まことに無理からぬ人情の動きであった。しかし道真の左遷には、裏面に藤原一門の陰謀があり、道真の怨霊云々の件も、もとをただせばそこに端を発する、藤原氏自虐の因果なのであった。ところが将門の場合、いきさつはいかようにもあれ、非は明らかに将門自身にあるものとして、少なくとも歴史の上に伝えられてき



た。怨霊沙汰などありえないとするのが、通常の認識であったといっても、よろしかろう。

この常識はしかしながら、今にしておもえば、いちじるしく京都的であり、関西的であった。関東の人々にはどことなく「小気味が好い、悪めない」といった感慨があり、茨城県を生れ故郷とする赤城宗徳氏が、「小学校の歴史などで、将門逆賊論を聞かされたが、郷土の多くのひとびとは、そんな感覚がなく、将門崇拜の気持が、千年近くもずっとつづいてきている」と述懐されているのが、むしろ地元の常識であったと考えられる。将門の怨霊を畏怖する郷土色の背後にあるものは、菅原道真のときのように、権門に抱かれた自責なのではなく、時代の権力的な体制に、あえて弓を引いた野性的な硬骨漢に対する同情のことあげであり、喝采の叫びだったのである。こうした事情については、多かれ少なかれすでに触れたところであるが、その半面において反体制的な階層として、武家の興隆する機運が醸成されつつあった時代の傾向を、忘れてはならないであろう。

例の好色の朝臣在原業平が東に下り、隅田川を渡ったとき、川面に群れる鳥の名を「都鳥」と聞かされて、「名にし負はばいざこととはむ都鳥」と詠じたというのは、世に有名な語り草であるが、ではなぜ、またいつはるばるとこの関東の地まで旅してきたのであったかということになると、事情はおよそ明らかにされていない。『伊勢物語』や『今昔物語』などには、歌物語にいろいろの世事や俗事が取り上げられているが、いずれにせよ、なにがゆえの東下りであったのか、その内容はほとんど明らかでないのである。ただ一般論として考えられるのは、大和朝廷の権力浸透がそれだけにぶく、また文化の普及度からみても、関西地方に一籌を輸せざるをえない関東地方が、ある種の解放感をもってむかえられる関係にあったのは、疑いえないということではなかろうか。これを裏返しにすれば、かかる土俗的な風潮が、一つには将門叛逆のような事件の発生する土壌をなすにいたったのではないかと思う。

民夷雑居といった民度の未成熟な地方が、それだけに解放的であったというのは、あるいは論理の行き過ぎになるのかもしれないが、民度が未成熟であれば、それだけに自然への依存度が高いわけでもあって、ともあれ階級的な文化の絆から、それだけ解放される関係にあったのは、疑いえなからう。問題の人在原業平は周知せられているように、平城天皇の子阿保親王の第五子であって、いわゆる帝系に属し、権中將に任ぜられていた。容姿端麗の歌人として知られる反面、惟喬親王を帝位に推して失敗するなど、政治的な動きにも名を出したいきさつが伝えられていて、たんに優柔な宮廷人なのではなかったようである。そのような人柄と官位を帯びる業平が、「身を要なき者に思ひなして、京には居らじと思ひ取りて、東の方<sup>あづま</sup>に住むべき所やある」とあこがれ(『今昔物語』)、「武蔵の国までまどひありきけり」というのであれば(『伊勢物語』)、そこにはおのずから畿内からの逃避と畿外での遊びと、この二つの動機が働いていたものと想像される。関東地方がそうした動機を受け容れる可能性のある、そのような地帯であったと考えても、あながちに間違いとはいえないからう。しかしそうはいうものの、都の貴族に逃避と安逸が期待せられたであろう関東の地には、それなりに人が住み、秩序と組織ができるとともに、ある場合にはそのゆえに対立と抗争の勢力が、どこからともなく醸成されていた。土着性の郡司と移動が建て前の国司を中心とする勢力の離合集散や対立拮抗などは、先進地帯ではすでにみられぬ、後進地帯の過渡的な現実であったろう。この意味から無視されないのは、『今昔物語』に伝えられるある種の説話やうわさ話である。

『今昔物語』(『宇治拾遺物語』や『伊勢物語』などについても、同様のことがいわれるであろう)に収められている説話の中から、武家の勃興に関する研究をとげられた業績には、すでに早く大森金五郎氏の『武家時代の研究』があり、とりわけ「平将門叛乱の研究」が、多くそれらの説話に取材せられているのは、一見して明らか

なところである。「今昔物語中屈指の長篇」として、一般に評価せられる「平維茂藤原諸任を罰つものがたり」にしても、そこには「初期武士団の生態、戦術、モラル等が、簡潔で力強い文章の上に躍ってゐる」ことが看取せられるのであって（朝日新聞社刊本五の26頁頭注参照）、大森金五郎氏の着想が、きわめて妥当なことが首肯されるであろう。こころみにこの説話に登場する一、二の人物について、出自や相互の関係などをたどってみると、陸奥守に着任した実方中将とは、小一条左大臣師尹の孫、侍従貞時（あるいは定時）の子、従四位上（あるいは正四位下）左近中将のことであって、母は左大臣雅信の女、長徳4（998）年任所で死去したといわれる。『今昔物語』は「やむごとなき公達なれば、国の内のさるべき兵ども、みな前前の守にも似ず、この守を饗応して、夜昼館の官仕へ怠ることなかりけり」と伝える。

ところが同じその国に、平維茂というものがいた。丹波守貞盛（すなわち国香の子）と称した兵（武士）の弟、武蔵権守重成（あるいは繁茂、繁盛）の子上総守兼忠の長男（従五位上、秋田城介、上総介、出羽守）である。曾祖伯父にあたる貞盛が、甥ならびに甥の子などを、みな引き取って養子にしたものであって、この維茂は甥の子であったが、やはり15人目の養子に立てたことから、字を「余五君」などと呼ばれ、その頃ほかに、田原藤太秀郷の孫藤原諸任と称し、「沢勝の四郎」と名乗る兵がいて、維茂と「はかなき田畠のことを諍ひ」、それぞれの主張を陳べて、国守に訴えて出た。兩人とも地方の然るべき有力者であったから、国守においても是非の判断をつけかねているうち、3年ばかりして国守は他界してしまった。このため兩人の間が疎隔し、感情的に対立して、結局維茂が3,000、諸任が千余の兵をそれぞれ動かし、日を定めて勝敗を決することになるのであった。

以上が『今昔物語』に収める「平維茂藤原諸任を罰つものがたり」の発端である。この発端についてとくに注意されるのは、登場の人物に将門事件にまつわる関係が多かれ少なかれうか

がわれるのと、それらの人物自体が将門と同様、武力を身にまとう、国司とも郡司ともつかぬ、いわば第三の階層者、武士としての性質を帯びていたという、この二つの点であろう。そしてこの2点から考えるならば、将門事件はともかくも起こるべくして起きたということになるろう。というのは外でもない、源・平いずれを氏とするにしても、当時関東に蟠居した地方勢力が、2,000、3,000の兵を動かす基盤は土地であり、田畠であって、かれらの争いにはつねに土地の条件が介入していた。将門事件のきっかけについても、「故良持（良将のこと——引用者）が田畠の諍ひによりて、遂に合戦に及ぶ云々」と伝えるのであって（『今昔物語』前掲本、7頁）、たとえば赤城宗徳氏が、将門と伯父良兼の紛争に「女論」（女の問題）をからませる従来の通説に反対して、「この紛争の原因は、“領土の争い”が中心で、それが“女論”とからみあっていたとみるのが正しかろう」と主張しておられる、そのようなのが、実情であったろう（前掲書、68頁）。維茂と諸任の対決については、すでに「はかなき田畠のことを諍ひて」とみられ、そのはかなき田畠でことを構えるところにこそ、武力のうしろ楯が要求されざるをえなかった。土地の領有は武力によって保障され、武力はまた土地の領有を前提に維持されるという因果関係にあったのである。

将門の誅伐に参加したかの藤原秀郷は、近江の三上山で百足を退治した伝説で知られる弓の名人であった。その秀郷が上方ばかりでなく、関東でも勇名を馳せているのは、どういうことであろうか、古代史のたとえに「鳥の如くに」とか「蟻のごとくに」とかいて、神出鬼没する人的勢力の集結と分散に呆れた比喻がしばしばみられる。あたかもそのように、かれ秀郷も離合集散の勢力に便乗して神出鬼没する人物だったのかもしれない。秀郷にかぎらず、このところ歴史に隠見する、多かれ少なかれ謎に包まれた大もの小ものは、いずれもそうした人物だったと思われる。謎に包まれたというのは、的確な情報や記録にことを欠く古代史が、それ

こそ鳥や蟻のように集散する人間像の描写にとまどいながら、おどろきの裡に語り伝える、客観事態の推移だったのである。その過程で互いに勝敗を決して興亡するのが、当時関東地方における諸勢力の宿命なのであって、将門事件がその一例だったのは、あらためていうまでもない。

ただこの際問題なのは、かかる事件が発生し、発展した社会的な背景であって、その実情は前節である程度瞥見したのであるが、さらに一言付け加えておきたいのは、武士の階層を発生せしめた関東的な土俗と、その由来についてである。あまり適切な発想とは思えないが、第2次世界大戦前の大陸や樺太など、要するに日本が植民に努めた地方の通用語は、ほとんどが標準的な日本語、いいかえると東京言葉であり、それはあたかも今日の北海道に比すべきものがあって、けっして関西弁でも九州弁でもなかった。よく東京の文化や文明は、東北地方を飛び越えて直接北海道に移植されるといわれるが、そのような関係が、戦前の大陸や樺太にもみられていたのである。しかしたとえば江戸時代の北海道すなわち松前の文化は必ずしも江戸からでなく、むしろより遠隔の京や大坂つまり上方方面から移植せられる関係にあった（拙著『北涯の悲劇』、93-94頁）とすれば江戸時代からさらに遡って奈良・平安時代の関東地方と上方とは、どのような関係にあったろうか。問題をここに限定して考えてみることにしよう。その頃未開発地だった関東地方は、先進地上方の文化を受容するのに、はたしてどこまで無条件的に謙虚であ

ったか、それとも懐疑的または反抗的であったか、そのいずれであるかによって、移植された文化の遂げる成長の仕方は、いちじるしくちがった様相を帯びたであろうと思われる。

ことが平将門に関するかぎり、すでにみられたとおり、かれは無条件的でも謙虚でもなく、すぐれて反抗的であり、懐疑的であった。その上かれは逆賊として誅罰せられたのであるから、かれの主張と行動に、朝廷やひいては上方に人氣がなかったのは、どの途にも否定されない。しかしその半面、地元の関東地方においては、隠微の間に人氣を保ち、それが1,000年を経たのちの時代にまで及んでいるのは、これも否定されない事実である。端的に言って、そこに朝権または上方の文化に対する関東の抵抗または懐疑があったとみられぬことはなかろう。そればかりでなく、一般的にかかる土俗に培養された風俗・習慣・言語などが、上方にくらべていちじるしくその素質を異にし、互いに相拒反する作用を示したのは、しよせんまぬがれぬところであったろう。関東弁と関西弁、東<sup>あづま</sup>男と京<sup>きょう</sup>女<sup>おんな</sup>、源氏と平氏等々の対句が、それを物語ることになり、やがては業平の東下りに関心が抱かれる所以であったと考えられる。

以上に述べたところに関連して、ぜひとも明らかにしておきたいのは、『今昔物語』などという「兵」の<sup>つわもの</sup>観念とその実態である。まだ武士とはいわないで「兵」と称したところに、階層として未成熟なかれらの孤独性が認識せられるのであるが、それらの点はいずれ稿をあらためて検討することにしたいと考えている。